新旧対照表（PayPay商品券加盟店特約）		
項目	**2023年10月9日まで**	**2023年10月10日以降**
第1条（1）	（用語の定義） （1）「PayPay商品券」とは、PayPay残高のうち、当社がPayPayユーザーにPayPay商品券の名称で付与する、種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また当社所定の有効期限を有する、当社が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段を含みますが、当社が対価の支払いを受けることなく付与することもあります）をいいます。	（用語の定義） （1）「PayPay商品券」とは、以下のいずれかをいいます。 ① 当社または提携先が定める条件に従って、当社が利用者から対価の支払いを受けることなく付与する電磁的記録であってPayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期限を有する、商品等の代価の弁済等のために使用しまたは値引きを受けることができるもの ② PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期限を有する、当社が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段を含みますが、当社が対価の支払いを受けることなく付与することもあります）